

野尻・小船木集落の景観及び機能的特徴

—近世における河岸を中心として—

渡辺 康代

I はじめに

現在の銚子市街地から利根川を遡ること約9km、川沿いに野尻の小規模な町並みが展開している（調査対象地域図参照）。概して銚子市西部には、利根川と平行して小規模な集落の連なる似たような景観を見ることが出来る。今でこそ、川沿いの小集落の連なりという感を拭えないが、この銚子市西部に位置する野尻付近は、近世から近代において利根川水運の河岸として繁栄した地域であった。本稿では、野尻・小船木集落を主な調査対象地域として、とくに近世の野尻・小船木河岸の景観と機能およびその相違点を指摘するものである。

既に、近世における上流から下流にいたるまでの利根川水運の実態について、川名登によって一連の研究がなされている¹⁾。川名は野尻の有力な河岸問屋であった滑川家の史料を用いながら、近世において野尻河岸がとり結んでいた流通関係や、近世中期における河岸の内部構造の変化などを分析し、利根川筋の諸河岸のいわば代表例としている。その中で、近世の高田・野尻・小船木河岸について「これらはごく近接していたので『三河岸』と呼ばれて、一つの河岸と同様な機能を果たしていた」²⁾と述べている。川名の指摘を受けとめてみると、この三つの河岸は隣接していたため、それぞれ独自の役割に特化することなく、三河岸ともに同様の機能を有したということには、どのような経緯があったのであろうか。實際にはそれぞれの河岸の成立時期や機能には相違があると考えられ、野尻集落などの個別地域の歴史の中に、河岸の成立、機能上の特徴やその変化を位置づけていくこともまた必要であると考える。

このような観点から、戦国期における流通商人宮内氏の商業的活動を中心として、その範囲と宮内氏の本拠地たる高田について言及したのが滝川恒昭である³⁾。滝川は野尻と高田との関わりについても着目しており、「高田は水系に沿って野尻と連続する地で、おそらく野尻が都市的な場として発展するにつれ、新たに開発された宿・市等を伴う集落と考えられる」と述べ、「(野尻・高田)が両者一体となって機能していた可能性」があると想定している。野尻が旧来よりの町場であって高田がそれに続いた地域であると想定し、戦国期における野尻・高田がともに商人衆の集住する町場であったことを考察している点が興味深い。一方で、近世における三河岸の一角であった小船木については未解明な点が多い。現在の景観を見ても明らかのように、野尻・小船木間の景観的な連続性は、野尻・高田間のそれよりもはるかに顕著である。滝川が指摘するように、戦国期には野尻は利根川沿いの重要な津および町であり、野尻村としての地域的まとまりは、現在の小船木をも含み込んだ、かなり広い範囲であった可能性があると考えている。

本稿では、集落的に連続している野尻・小船木を一つの地域的まとまりとして捉え、近世における両村の河岸場としての規模や役割の相違を指摘し、川名が見出した近世中期より高田・野尻・小船木が「三河岸」と並び称されるようになるまでの過程を考察していくこととした。利根川沿いの水辺の集落を考察する際、その生業として河岸機能のみならず漁業にも留意していくこととする。また、近代に入り鉄道輸送の発展期においても盛んであった水運業の実態についても言及したい。

Ⅱ 野尻・小船木集落の景観とその変化

1) 集落の概要と現況

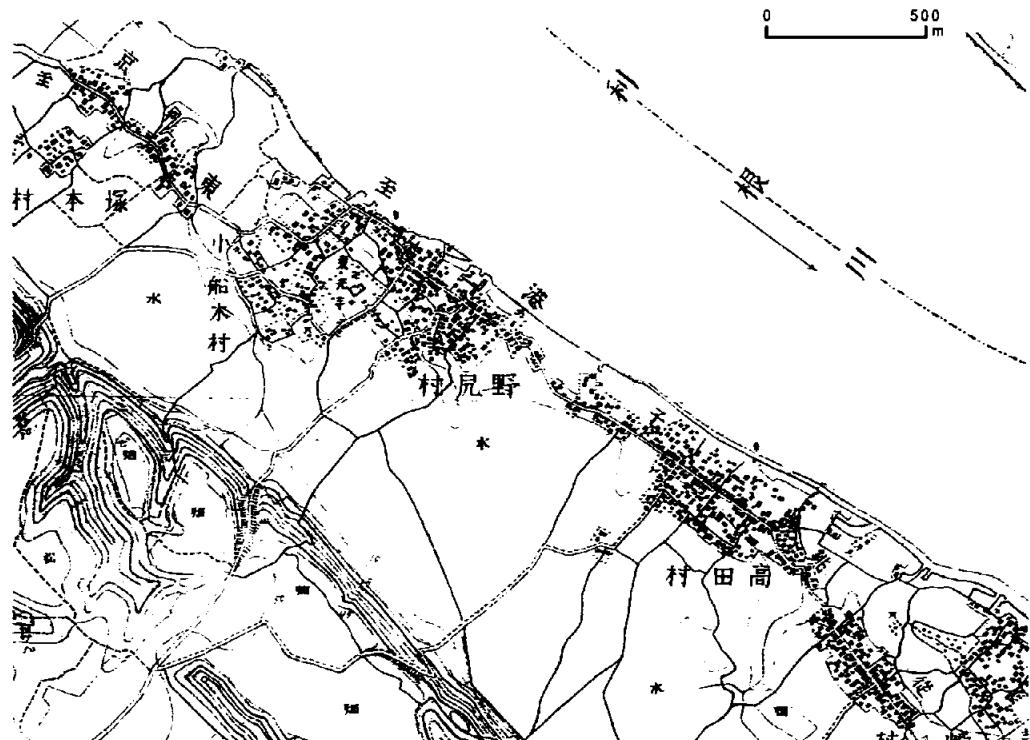
野尻・小船木は、ともに近世における利根川下流沿いの河岸集落として知られるが、ここではその近代以降の集落景観を明らかにし、前時代に遡及し得る特徴を逆照射しておきたい。

明治17年(1884)のフランス式迅速測図に示された野尻・小船木の景観を見ると、この二つの集落がかなり密接に連続して存在していることが窺える(第1図)。そして、両集落には川沿いにいくつか入り江のようなものが見られることも確認できる。野尻と小船木の河岸集落としての共通点及び相違点を、地籍図や土地宝典をもとに、以下検討してみたい。

第2図は明治21年(1888)の地籍図に見る野尻・小船木の集落部分の地割と土地利用を示したもの

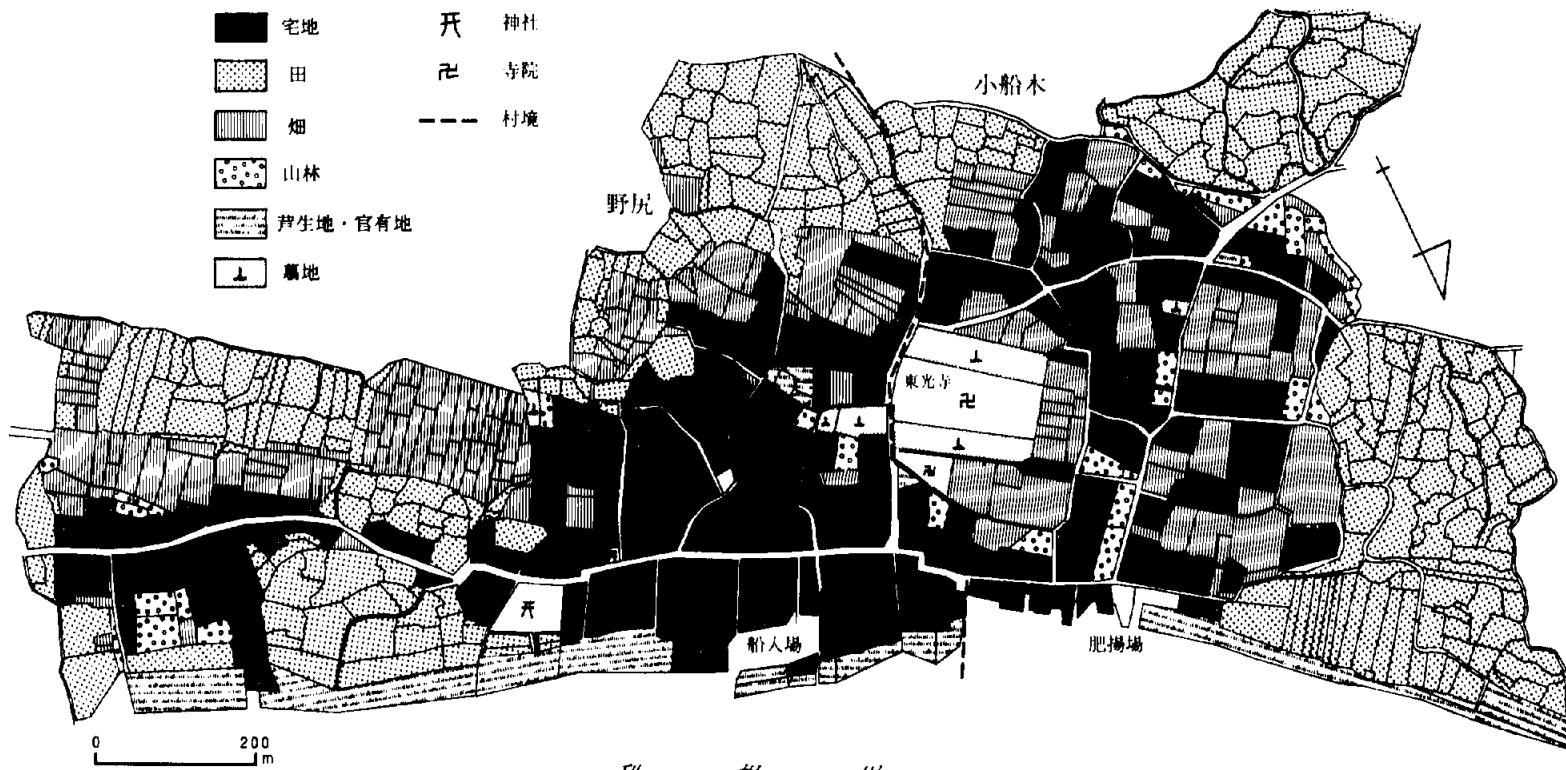
である。まず、野尻について注目すると、船入場が存在しており、その付近には、道に面して奥行が比較的整った短冊状の地割を持つ宅地が多く見られる。第3図により小字を見ると、このような短冊状の計画的な地割が見られる箇所には「上宿」「中宿」「下宿」という宿地名⁴が付されており、戦国期において計画的な町立てが為された可能性がある。一方、野尻集落の東部には宅地よりもむしろ田地が卓越しており、「三反田」「五反田」等のように農地を示す小字が見られる(第3図参照)。東に隣接する高田の集落部分までは、凡そ農村的な景観を呈していたといえ、高田と野尻の間には集落的連続はない。近代の野尻には、町場と農村的な景観が混在していた。

野尻集落の鎮守として、新宮大神と八坂神社がある(第3図参照)。新宮大神は鹿嶋社の分霊を勧請したものとされ、八坂神社は天王社と呼称され

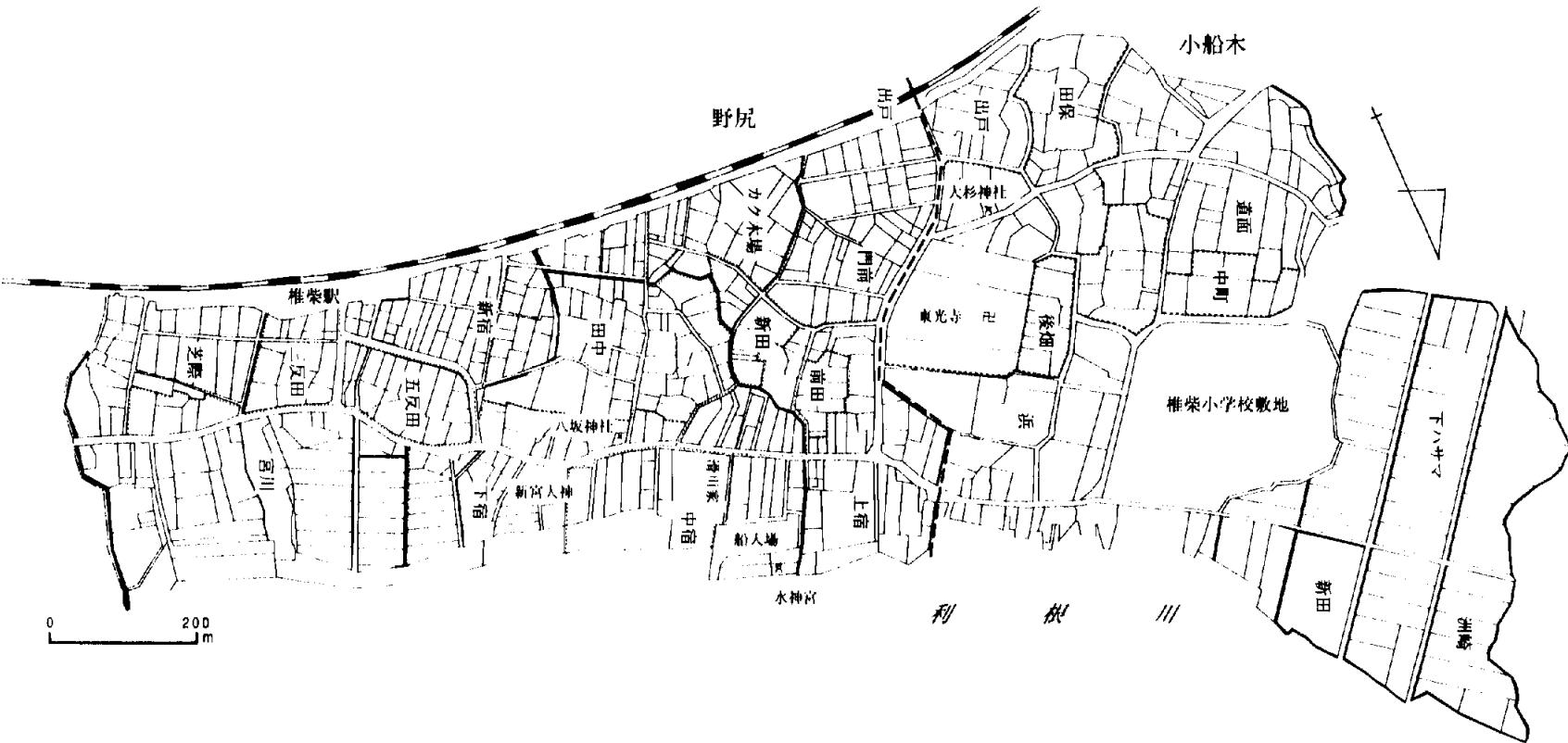


第1図 対象地域図

(二万分一迅速図「野尻村」・明治17年測図より野尻村付近を縮尺1万分の1に拡大して転載)



第2図 野尻・小船木集落部の地割と土地利用
(明治21年地籍図より作成)



第3図 野尻・小船木集落部の小字
(昭和36年土地家団より作成)

ている。毎年7月には天王祭が行われ、元禄期(1688~1704)の作と伝えられる大神輿と小型の山車一基が巡行される。また、旧船入場付近には水神宮が祀られている。小船木集落の鎮守は大杉神社であり、やはり水蓮にまつわる祈願の込められた神社である。また、小船木にある真言宗舟木山東光寺は中世の創建とされる由緒ある寺院であり、野尻・小船木集落の大方の家の檀那寺となっている。

次に、小船木について見ると、野尻集落の延長上に宅地が連なっているが、道に面して短冊形の計画的地割は見られない(第2図参照)。また、通りは利根川沿いに展開せず大きく屈曲して塚本村へのびている。明治期における小船木の利根川沿いの土地利用は、宅地もさることながら、字「新田」「洲崎」のように、田地が多いことが特徴である。明治期の字「新田」には、共有地の分割を示すような長地状の地割が見られる(第2図参照)。小字を見ても、小船木には宿地名ではなく、利根川沿いの集落部分は「浜」と称されているのみである。小船木集落で唯一町場を想起させる「中町」という字は、川沿いよりもむしろ奥まった部分に展開し、地割の在り方を見ても農家である可能性が高い(第3図参照)。以上のことから、小船木では近世以前において明確な町立てが為されなかつたことが推測される。また、川沿いに「肥揚場」が存在し(第2図)、これが小船木における河岸場の名残の一つと考えられる。とくに、肥料(魚肥)を専門に荷揚げ・荷下ろしする場が定まっていたことがこの名称から窺うことができ、魚肥が小船木における重要な船荷であったことを類推させる。地籍図を見ると、野尻・小船木ともに明治期において舟運が活発に行われていた様子が読みとれる。

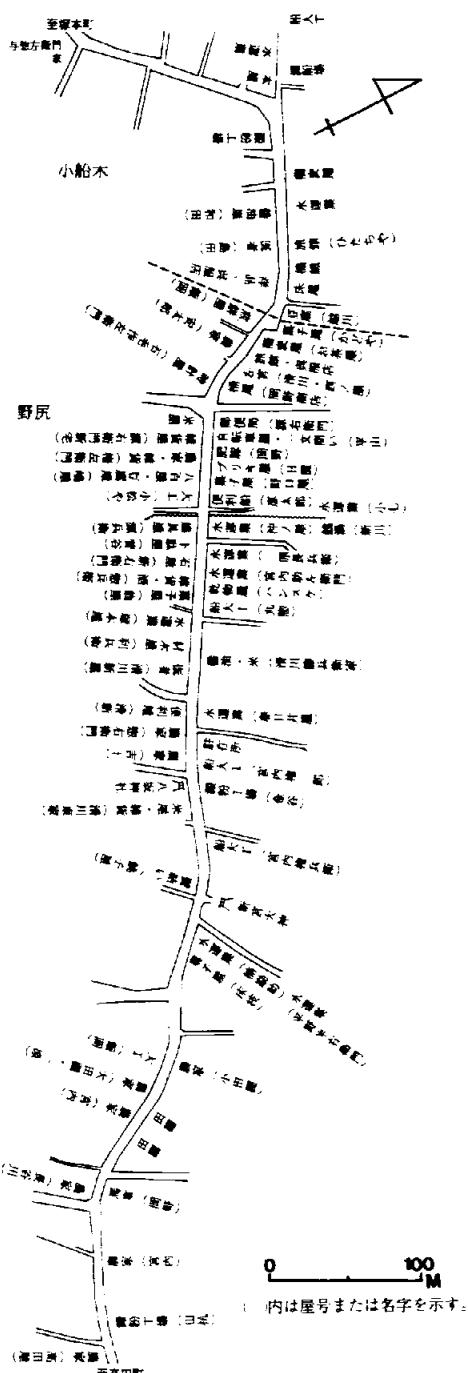
野尻では、各家の屋号や通称がかなり残存し、現在でも使用されている。野尻には、宮内姓⁵や滑川姓・飯岡姓等が多いが、世襲名や屋号で呼び分けている(第4図参照)。例えば一原家の「大田園」「小田園」という屋号が、明治期に田畠が卓越していた字「宮川」に存在することは、明治以

前にもこのような景観が在ったことを暗示している興味深い。また、字「中宿」にある滑川藤兵衛家(滑藤)を本家筋として多くの分家が存在するが、「東家」「西ノ屋」「辰巳」「清新」「新屋」など、滑川家からみた方角を屋号として持つ分家が多く、野尻において滑川家が古来よりの有力家の一つであることが想定される。小船木において、滑川家に相当する旧家の一つは石井家である。中でも石井与惣左衛門家は、近世文書に表れる小船木村名主「与惣右衛門」の家である可能性が高い(第4図参照)。各家の屋号の残存は、近代のみならず近世にまでその家の存在が遡及できる可能性を示しているといえる。

2) 集落の機能—昭和10年頃の復原—

昭和8年(1933)、成田線沿線の椎柴駅が野尻に開設され、水蓮で栄えた野尻・小船木集落も鉄道輸送の影響を受け始めた。昭和10年代のこの地域は、どのような集落機能を有していたのであろうか。

聞き取り調査をもとに、昭和10年頃の、川沿いに展開する野尻・小船木集落の各家の業種を示したのが第4図である。これを見ると、昭和初期においても、利根川沿いの野尻集落では便利船⁶を含めて9軒、小船木においては2軒の水運業者が存在していたことが確認できる。とくに野尻の船入場付近には多くの水運業者が存在していた。また、利根川沿いばかりでなく内陸よりも船主が居り、彼らを含めると野尻には12軒の水運業者が存在していたことになる。水運業者の中でも、東京方面へ廻船する「東京廻り」を担当する船主と、土浦・霞ヶ浦方面へ廻船する「地廻り」を担当する船主の二種類が存在した。当時「東京廻り」は、野尻に4軒あり⁷、他は全て「地廻り」船であった。「東京廻り」や「地廻り」船が扱った船荷については、東京方面へは銚子産の醤油等が、土浦方面へは干鰯・メ粕・魚油・煮汁といった魚肥が大量に積み送られていた⁸。また、水運業に関連する船大工についても、野尻に3軒、小船木に1軒見られる。



第4図 昭和10年頃の野尻及び小船木集落の業種展開

(現地聞き取り調査及び「千葉県史料研究財団だより」(1993年第1号, 9ページ)をもとに仙頭・渡辺作成)

商売に着目すると、昭和初期における野尻・小船木には、八百屋、豆腐屋、菓子屋、米屋などの日常品を扱う商店のみならず、旅館(2), 時計店(1), 洋品・呉服店(2), 医者(2), 蕎麦屋(2), 床屋(2), 自転車屋(1), 茶屋(1)など、多岐にわたる町場的商業機能が整っていた様子が窺える。また、野尻には雑貨店が4軒ほど見られるが、商品として薪炭や動力船(焼き玉エンジン)の燃料を扱うものもあった⁹。これらの商業の立地は、水運の隆盛と大きく関連したものといえよう。水運業や商業機能を見るに、鉄道が物流体系に大きな変化を与えたつあったとはいえるが、野尻・小船木においては昭和10年頃まで「地廻り」すなわち土浦方面行きを中心とした水運が盛んであった様子が分かる。

第1節において記述したように、野尻東部では、昭和10年頃においても比較的農家が多く、田地が卓越していた様子が窺える。また、農業に関連する業種として澱粉工場が野尻に2軒、小船木に1軒存在していた。野尻・小船木では、周辺の洪積台地上において盛んに生産されたサツマイモを澱粉にし、菓子や飴の原料として東京方面へ移出していた。野尻～東京間の廻船に従事していた安井小七家では、銚子産の醤油(ヤマサ・ヒゲタ)とともに澱粉も重要な船荷の一つとしていた¹⁰。

鉄道輸送の繁栄、そして、第二次世界大戦後に輸送や交通体系がトラックや自動車中心へ切り替わる中で、河岸集落は徐々にその機能を失っていった。現在では野尻・小船木は、仕舞屋の多い小規模な町場的景観を留めているに過ぎない。しかしながら、本節で述べたように、成田線椎柴駅の開設の影響を受けながらも、野尻・小船木では昭和10年頃においても水運業が展開し、それに関連した様々な河岸・商業機能が維持されていたということができる。利根川流域の水運業が隆盛を極めた時代である近世の野尻・小船木集落を、次章において復原していくことにしたい。

III 近世における野尻及び小船木河岸

本章では、近世における野尻河岸が有した機能を中心に考察していく。その際、近世において野尻村名主を務めていた滑川藤兵衛家に残されている史料群（以下、滑川家文書と記す）を手掛かりとする。滑川藤兵衛家は明治期まで河岸問屋を営んできたことから、近世から近代にわたる野尻河岸を通した利根川水運に関する豊富な史料を提供してくれる。

1) 滑川家の系譜

野尻は、近世の河岸場であったばかりでなく、応安7年（1374）の「海夫注文」¹¹に「野志りの津」と見え、「香取の海」南部に位置する中世以来の重要な湊津であった。本稿で取り上げる滑川家は、野尻における有数の旧家であり、また近世の野尻における河岸問屋の代表格でもあった。本節においては、高田村の宮内家や、滑川家の由緒をひもときながら、主に戦国期における高田・野尻が有した町場的性格について言及しておきたい。

中世において、現在の銚子市と海上町・飯岡町及び旭市の一部一帯は三崎荘と称されていたが、この三崎荘を本拠としたのが千葉氏一族の海上氏であった。野尻・高田を少し内陸に入った台地上には、中島城跡¹²が存在し、ここが海上氏宗家の居城であった可能性がある。中島城跡付近には等覚寺・称讚寺等の数々の旧寺社の遺構等が存在し、東方には上榎町・下榎町・反町・宿などの地名が残り、戦国期には町場を形成していたと想定される¹³。

近世において高田村の名主とともに高田河岸の問屋経代でもあった、宮内清右衛門家の系譜についての研究があり、滝川は、戦国期において宮内清右衛門（みやせい）が「さん川」¹⁴の田5反を与えられ、その製塩をゆだねられる¹⁵など、領主千葉氏に抱えられた有力商人であったことを指摘している¹⁶。滝川はまた、中島城下集落の中央部に「みやせい（宮内清右衛門）」の地名を見

出しており、高田・野尻周辺を拠点にしていた流通商人宮内氏が、戦国期の城下集落にも何等かの拠点を持っていたことを推測している¹⁷。

野尻の滑川家の由緒についても、宮内氏と同様に、少なくとも戦国期まで遡ることができる。滑川家は京都より移り、千葉氏に仕えていた関係で野尻に居を構えたという伝承を有している¹⁸。滑川家に伝えられている「家系譜」は筆跡が異なりながら明治・大正期にまでわたっており、代々の当主が書きついでいったものと見られる。とりわけ、初代と思われる「滑川鏡内¹⁹（内匠之助）」についての銘文は2代目以降とはことなり、明らかに近世以前の筆致で記されており、戦国期に滑川内匠之助が没したものと推測される。このことから、戦国期より滑川家が野尻に存在した可能性は高い。

戦国期の野尻においても、水運が活発に行われていた。永禄3年（1560）に野尻の宿商人中に対して舟木野尻宿に須賀筋²⁰の塩荷を下ろすように命じている書状がみられる²¹。

（史料1）「某氏判物写」

須賀筋より下しほ事

一月之中十五日、舟木野尻之宿ニ町下、後日於城
取之上者、根小屋へ可引之者也、仍如件

永禄三年極月十四日・花押

野尻宿商人中

この文書でいう「舟木」とは、現在の銚子市船木町・三門町・正明寺町から小船木町・塚本町一帯に比定されるため、この文書上の「舟木」を小船木として即断することは難しい。戦国期の文書の中に野尻・高田の地名は多く認められるものの、目下のところ「小船木」の文字は見られない。戦国期における小船木村の存在については不明確といわざるを得ない。また、野尻の南に位置する「船木台村」の場合、天正19年（1591）の検地帳の帳面に「海上郡三崎荘野尻枝船木台郷」と見え²²、船木台村が、近世初頭以前においては野尻村の一部であったと考えられる²³。このように小船木

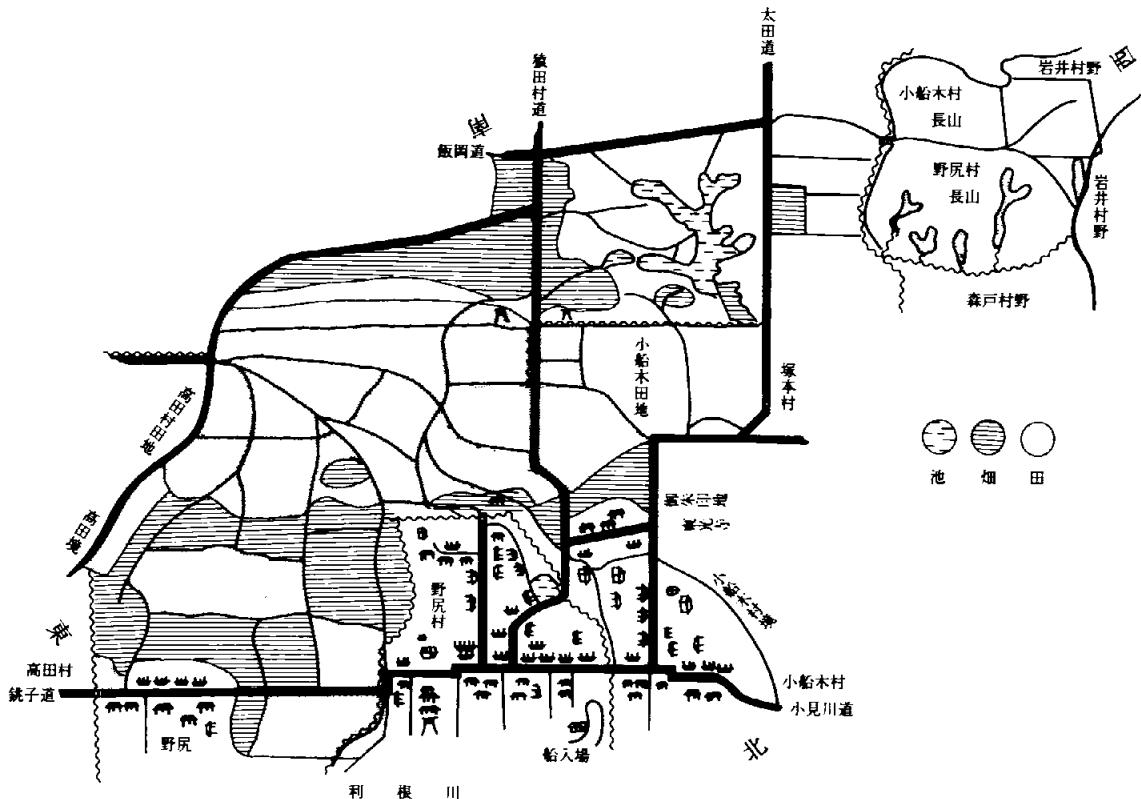
も、近世初頭に野尻の枝村として成立した可能性もある。それに比して、野尻・高田には、すでに戦国期に商人衆が集住する町場が形成され、とりわけ野尻における町場は「宿」と呼ばれていたことが史料¹からも判明する。さらに、塩荷については後日城において取り調べられ把握されていたことから、野尻が城下の重要な津であったと想定される。滑川氏がこのような戦国期の野尻の有力商人衆の一人であった可能性がある。前章において述べたように、野尻には遠見遮断された計画的な直線道路上に「宿」地名が見られるが、これらが戦国期における宿立ての遺構である可能性が高い。また、これらの文書は塩荷に関するものであるが、現飯岡町の平松や横根、三川等の浜では、戦国期においては塩焼きが盛んに行われていた²¹。戦国期において既に利根川沿いの高田・野尻付近と、房総の外海に面した飯岡方面との間に、塩荷などの流通関係が認められることは興味深い。

滑川家の檀那寺は舟木山東光寺であり、滑川家はその檀頭を代々務めてきた家柄である。その墓所は廟と呼ばれ、東光寺の墓地とは別に八坂神社を南へ入ったところに広々と存在する(第2図参照)。享年52歳であった初代滑川氏について「家系譜」を見ると、三川村重蔵寺、常世田村常燈寺、舟木山東光寺等へ「花立て」「けまん(華鬘)」を寄進している。また「飯沼」や「猿田山」へも「花立て」の寄進を行っており、「飯沼」は飯沼山円福寺²⁵を、「猿田山」は猿田神社を示すものと想定される。このように野尻滑川氏の信仰は、近隣の東光寺にとどまらず、東は飯沼山円福寺、南は三川や常世田にまで広がりを持っていたことが分かる。なかでも、初代滑川氏の妻は、夫の没後郷里に帰り、三川村重蔵寺にて発心した旨が「家系譜」に記されている。高田の宮内家のように飯岡との塩荷等の直接的な流通関係があったかは定かではないが、滑川家の場合、戦国期における信仰の面で飯岡方面との深い繋がりを指摘することができ、利根川沿いの津(野尻・高田)と飯岡方面との繋がりが、流通にとどまるものではなかったことを読みとることができよう。

2) 河岸の景観と機能的特徴

滑川家に残された文久元年(1861)の「下総国海上郡野尻村絵図」²⁶から、近世における野尻の船入場やその付近に連なる町並みがはっきりと確認できる(第5図)。この絵図を見ると、利根川と平行に走る街道が、西は上宿において、東は新宮大神付近において明確に屈曲していることが分かる。野尻東部では集落はとぎれて田畠が展開し、再び高田村付近で小集落が見られる。前章で触れた「大田園」「小田園」という屋号はこの付近において見られ、近世以来の土地利用状況を示しているものといえる。絵図には東の高田村と西の小船木村との村境が描かれているが、小船木村の田地が野尻側に張り出しているなど、野尻と小船木の村境は複雑に込み入っている。台地上に目を向けると、野尻村と小船木村の入会地が隣接しており、両村の境界をより不明確に見せている²⁷。

近世の野尻河岸は、どの程度の規模を有していたのであろうか。宝永6年(1709)「下総国海上郡野尻村差出シ帳」²⁸から、当時野尻には10軒の河岸問屋が存在したことがわかる。その中でもとくに「(滑川)藤兵衛・(滑川)彦右衛門²⁹・六兵衛・善左衛門・茂兵衛・彦兵衛・隼人」の7軒は「先年より仕候」とあり、旧来からの問屋であることを主張している(第1表)。一方で「長右衛門・利兵衛・源太夫」の3軒は近年新たに営業を開始した問屋であるとしている。新旧の問屋に分けて記述されていることから、18世紀初頭において、それまで定数であった野尻の河岸問屋が増加したことが判明する。それ以前においても、野尻には7軒の河岸問屋が存在しており、近世初期から野尻の河岸機能が充実していたことが想定される。また、この河岸問屋の中でも、とりわけ(滑川)藤兵衛と六兵衛は「御城米御運送問屋」であり(第1表)、「椿領・銚子領御城米御運送仕候、此外御給所方御年貢米運送仕候」とあり、椿領・銚子領を中心とした城米運送に携わる、領主から認可済みの御用河岸問屋であった。滑川藤兵衛家は野尻集落の中でも由緒の古い御用商人的存在であり、滑川藤兵衛と六兵衛が、最も古来からの河岸問屋



第5図 野尻村絵図

(文久元年(1861)「下総国海上郡野尻村絵図」(滑川家文書)より作成)

第1表 宝永6年における野尻河岸問屋の新旧の別

	問屋名	備考
旧河岸問屋	藤兵衛 彦右衛門 六兵衛 善左衛門 茂兵衛 彦兵衛 集人	御城米御運送問屋 御城米御運送問屋
新河岸問屋	長右衛門 利兵衛 源太夫	

(宝永6年(1709)「下総国海上郡野尻村差出シ帳」(滑川家文書)より作成)

であると類推できる。宝永6年(1709)の野尻河岸の船数は、高瀬船が19艘、五大力船が2艘と、大型の荷積み船が計21艘存在し、野尻の船主らは船

第2表 享保5年における野尻村及び小船木村の船数

船種	野尻村	小船木村
とんぶり船	11艘	3艘
高瀬船	20艘	4艘
猪牙船	1艘	—

(享保5年(1720)「船改帳 野尻村・小船木村」(滑川家文書)より作成)

年貢を川舟奉行へ上納していた。野尻河岸は幕府によって既に把握されていた河岸であった。

次に、野尻と小船木の両河岸の規模を比較してみたい。第2表は、「船改帳」により享保5年(1720)における両村の船数を示したものである。

「船改帳」には両村がまとめて書き上げられることからも、近世中期における野尻村と小船木村との一体的な構造がうかがえる。第2表をみると、漁獵や藻草刈に用いられた「とんぶり船」が小船

木村では3艘、野尻村にいたっては11艘も存在し、野尻村にとって漁業も重要な生業の1つであったことが知れる。そして享保5年(1720)における高瀬船数は、野尻村が20艘、小船木村が4艘であり、小船木の河岸形態やその機能が、野尻に比べてかなり小規模であったことが判明する。同年における高瀬船主をみると、野尻において滑川藤兵衛が3艘、六兵衛が2艘、市郎右衛門が2艘を所有しており(第3表)、「御城米御運送問屋」による高瀬船の所有数が多い。小船木村では名主、石井与惣右衛門が2艘所有しており、与惣右衛門も城米

第3表 野尻村及び小船木村における高瀬船主

	船主	船数 艘
野尻	藤兵衛	3
	六兵衛	2
	市郎右衛門	2
	四郎兵衛	1
	兵左衛門	1
	源兵衛	1
	半右衛門	1
	十左衛門	1
	長右衛門	1
	彦右衛門	1
	半三郎	1
	源太夫	1
	小右衛門	1
小船木	善右衛門	1
	三郎兵衛	1
	平松濱井上讃岐守様御船下与力御知行所	
	八郎兵衛	1
野尻村宿*		
小船木	善右衛門	
	与惣右衛門	2
	弥八郎	1
	永井村	
小船木村宿*		
小船木	与右衛門	1
	与惣右衛門	

(享保5年(1720)「船改帳 野尻村・小船木村」滑川家文書)より作成)

*平松濱や永井村等の遠隔地の船持が有する高瀬船を野尻・小船木河岸において預かり管理していた者が「宿」と表現されている。

運送に携わってきた一軒であった³⁰。また、野尻において18世紀初頭より参画した新問屋である長右衛門・源太夫(第1表参照)が、享保5年(1720)においても引き続き船主として表れており、河岸問屋として定着していった様子が窺える。さらに第3表を見ると、高瀬船主は野尻村・小船木村の者に限定されず、平松濱や永井村といった九十九里北部地域の船持が、野尻・小船木河岸に船を停泊させていたことが分かる。その船の預かり人・管理者が「宿」と表現され、野尻村では善右衛門が、小船木村では与惣右衛門が船「宿」となっていた。このように船籍が九十九里北部にある高瀬船が野尻・小船木河岸に存在することは、飯岡・九十九里方面からの船荷が多かったことを示している。房総の外海を経由して江戸へ至る舟運ルートは航海が容易ではなかった。そのため、外海に面した飯岡・九十九里方面では、生産物を高田・野尻・小船木河岸まで陸送し、そこから利根川水運を利用して江戸や関宿方面へ送っており³¹、実際、飯岡・九十九里方面と野尻・高田とは戦国期以来の結びつきがあった。

近世中期(18世紀初頭)においては、所有する高瀬船数をみても明らかのように、小船木の河岸場としての機能は野尻に比して小規模なものであったといえる。前述したように、小船木村はその集落規模も小さく、野尻村と半ば一体的に展開した様相を呈している。文久元年(1861)の村絵図を見ても、野尻・小船木間の村境は複雑であった。このような野尻・小船木村の一体化な在り方は、両村の河岸の規模の相違と少なからず関連していると考えられる。

さらに野尻・小船木村の連続性を追究するため、次に野尻・小船木村間の河岸をめぐる権利関係を考察したい。

(史料2) 「取替シ証文之事」³²

小舟木村下河岸出入段之御詮議被成候處、小舟木村浮高拾石之年貢之内金壱両銀式々々野尻村より相納候ニ付、野尻村よりハ河岸年貢と申上候、拙者共ハ綱代年貢と奉存候得共、於御内歩合御吟味之

上双方不分明、畢竟右浮役年貢野尻村より相納申候ニ付出入ニ罷成候間、右金壱両銀弐匁向後小舟木村より納之、村境切ニ河岸支配仕候様ニ被仰付難有奉存候、且又小舟木村下海江野尻村藤兵衛彦右衛門・六兵衛差来り申候網代弐ヶ所之義ハ、前々之通右之者共網代差申候様被仰付奉畏候、若於違背仕者、何分之曲事ニ茂可被仰付候、為其取替シ証文仍如件

元禄十五年十一月

下総国小舟木村

名主 与惣右衛門 印

組頭 勘助 印

御奉行所

この史料は、小船木村下の河岸場の利用をめぐる野尻・小船木村間の争論を示している。野尻村からは、小船木村の浮高10石の年貢のうち、金1両銀2匁を「河岸年貢」として上納していた。これを小船木村側では「網代年貢」つまり網代場代と解釈しており、両村の見解に齟齬が見られる。領主による詮議の結果、野尻村より小船木村の浮高を納めていることでこのような悶着が起こったわけであり、以後は小船木村より上納金を納め、村境をもって河岸管理の境界線と定めるように、との結論が下った。野尻村側から小船木村の「河岸年貢」が上納されていたことから、このような争論の起る18世紀初頭以前には、野尻村が村境を越えて小船木村の河岸を利用し関係していたことが推測される。小船木に在った河岸の利用に関して、野尻・小船木村間の境界線が明確に引かれていなかったといえる。一般的に、運上金を上納する責務の所在は、領主側からの最終的な権利の認可の所在を示すものと考えられ、18世紀初頭（元禄期）以降に、ようやく小船木村自体が管理権を有する「小船木河岸」が成立したといえる。そして、この時期に小船木河岸は幕府によってその存在を把握されるようになった。

また、史料2のもう一つの論点は、小船木村側からすれば野尻村が上納しているのは「網代年貢」である、と解釈した背景についてであろう。実際、

小船木村下に展開する海（現在の利根川）には、旧来より野尻村の滑川藤兵衛・滑川彦右衛門・六兵衛が掛けてきた2ヶ所の網代場が存在していた。寛政2年（1790）には、小船木村の下海に「宮あじ（=網代）」「下あじ」「きつ川あじ」「ご志んそうあじ」「念佛塚あじ」の5ヶ所の網代場が存在したことが判明する³³。当時、「宮あじ」に関しては高田村の利右衛門・治左衛門・喜兵衛が所持しており、野尻村の滑川藤兵衛は「下あじ」「きつ川あじ」「ご志んそうあじ」の3ヶ所を所有していた。木津川網代については、小船木村の与治右衛門から野尻村の六兵衛へ、さらに六兵衛から滑川藤兵衛への宝暦6年（1756）の売渡証文³⁴が残されているため、木津川網代は野尻村で所有した旧来よりの網代ではなかったと考えられる。また、寛政2年当時、木津川網代は「御年貢米御蔵下船通用ニ難儀ニ付、當時漬株ニ仕候」³⁵とあり、18世紀末期において水運の妨げになるという理由で使用されていなかった。小船木村下の海に存在していた網代場が、小船木河岸の機能的進展により減少していく興味深い一例である。また「ご志んそうあじ」については、寛政2年当時には小船木村の石井与惣右衛門が半株所持していたが、以前は野尻村の六兵衛が有していた網代であった。滑川彦右衛門は「念佛塚あじ」を所有した。「下あじ」「ご志んそうあじ」「念佛塚あじ」のうち2つが、藤兵衛・彦右衛門・六兵衛が掛けてきた旧来からの網代場ということになろう。

従来より、小船木村下の海に野尻村や高田村の者が網代を掛けていたということから、小船木の海が、野尻のような河岸としてばかりでなく、野尻・高田の者も利用する共同漁場としても機能していたことが判明する。野尻には漁獵用の小船も多かったが（第2表参照）、それらが小船木の網代場で用いられていた可能性がある。網代場としての小船木の役割から、小船木が河岸機能の面において野尻・高田よりも後発であることが窺える。さらに興味深い点は、網代場の所有者は、藤兵衛・六兵衛をはじめとする旧来よりの有力な河岸問屋等であったことである。小船木の網代場はいつ頃

に開かれ、彼等の所有するところとなつたのであらうか。これを考察する上で手がかりとなる戦国期の史料がある。

(史料3) 「千葉氏印判状写」³⁶

久しうおのへさしきたり候あちともの事、むかひこうの百姓わひ事申につみて、めしはなされ候、しかりといへとも、様躰あつておのへ申あけいた■まへへのことくさし來候とをりのあちの儀、かへしつけられ候、其ために御印判を以、あひさため被申候ところ実正也、仍旨趣如件

(鶴丸印影)元亀四年癸酉八月十四日

役人衆奉之

たかた
のしり
商人衆中

この書状は、天正元年(1573)、当時房総一帯の領主であった千葉氏が、高田・野尻の商人衆中に對して網代を設ける権利を認めたものである。史料から、少なくとも高田・野尻の商人衆が戦国期において網代をかける権利を有していたことが判明する。この「商人衆」の中に滑川氏が含まれていた可能性があり、この時、定められた網代場が小船木に存在し、網代場の権利関係が戦国期以来のものである可能性もある。また、この文書の宛て所は高田・野尻の「商人衆中」となつており、この文書からも高田・野尻が戦国期にすでに商人等の集まる町場であったことが窺える。

小船木は、近世後期まで河岸場であるとともに網代場でもあり、野尻・高田の河岸問屋等の所有した網代場が小船木に存在するという慣習は戦国期に遡りうる可能性がある。野尻・高田の河岸機能や商業機能は、小船木のそれよりも先行していたと考えられる。史料2において見たように、18世紀初頭までは野尻村が小船木の河岸までも利用していた状況があった。しかし、18世紀初期以降、次第に小船木村は河岸機能が自村にあることを主張するように変化していった。小船木の河岸機能の進展は、旧来の網代場を消失させもするようになつていった。

3) 野尻河岸を通した流通構造の変化

前節で述べたように、近世初期～中期まで、野尻の河岸機能は小船木よりもはるかに充実していた。しかし、近世後期になると明らかに船数が減少し、野尻河岸の規模縮小が見られる。文化元年(1804)の野尻村の高瀬船数は8艘に減少していた。18世紀初頭には高瀬船を3艘所有していた滑川藤兵衛(第3表参照)は、同年には1艘を有したに過ぎなかつた³⁷。文化3年(1806)における藤兵衛家の所有数は2艘と増してはいるものの、村全体の高瀬船数は11艘であり、18世紀初頭における野尻村の有した高瀬船数21艘と比べて半減している。

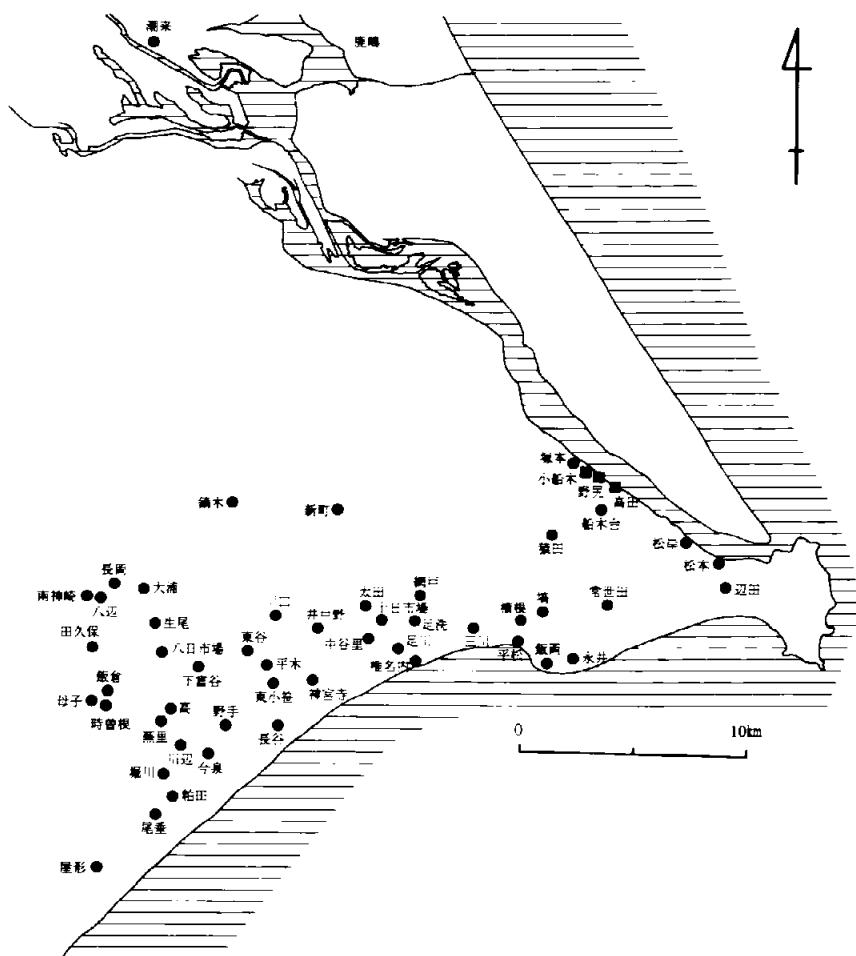
このような、野尻河岸における船数の減少の要因の一つとして、取り扱う船荷の減少と変化が考えられる。滑川家を事例として、野尻等の河岸で取り扱った船荷の種類とその変化について次に述べてみたい。

滑川家は「御城米御運送問屋」として、現在の香取郡・匝瑳郡一帯にわたる村々の年貢米運送に携わっていた。貞享3年(1686)における堀川村の年貢米運送³⁸をはじめとして、元禄4年(1691)の太田村³⁹、元禄12年(1699)の蕪里村⁴⁰、正徳元年(1711)の鎌木村⁴¹などの諸村からの年貢米の津出しを行っていたことが判明する(第6図)。鎌木村・蕪里村のように野尻河岸までの陸送の距離がある場合には、中継駄送の制度が整っていた。川名登⁴²も指摘しているように、年貢米の中継地点となつていたのは古くより六斎市が立ち、銚子街道の継立宿でもあった網戸村であり、網戸村にとって年貢米の野尻河岸までの陸送は、重要な駄賃稼ぎとなつていたことが窺われる。また、近世後期において成田・網戸を中心に「関東造醤油仲間」の一つである成田組が結成されており、ここで生産された醤油も野尻河岸等を通して江戸に送られていた⁴³。宝永6年(1709)の「野尻村差出シ帳」を見ると、野尻村内において駄送は村人の良好な稼ぎの機会となつており、水運は、船荷となる荷を陸送したり、船積みする過程を含めて、様々な生業の機会を提供するものであったと

いえる。匝瑳郡・香取郡一帯からの年貢米運送の中継地点が、網戸村に定まった時期や理由については未解明な点が多い。しかし、野尻の滑川藤兵衛家では、従来より隠居庵を有していたが、その庵を「網戸山」と称していることなどから、網戸村と野尻の滑川家とが、年貢米運送を通じて深く結びついていたことは間違いないだろう。

近世前期においては、滑川藤兵衛家の船荷の方が年貢米で占められていたが、近世中期以降、船荷の中に干鰯・藍玉等の商品が散見されるようになった。寛政10年(1798)には、匝瑳郡屋形村の平右衛門が、藤兵衛に干鰯荷の為替金40両を借用

している⁴³。正徳3年(1713)には、野尻河岸から江戸へ向けて籠鰯が送られた⁴⁴。鰯の荷主は、飯岡・平松濱の網商人衆であった。また、天保9年(1838)、長谷村の越川太郎兵衛等から藤兵衛へ藍玉の津出しの依頼が見られる⁴⁵。近世中期から、飯岡・九十九里北部方面では、干鰯の生産が盛んになっていた⁴⁶。干鰯等の新たな船荷の増大によって、滑川家が取り扱う荷にも変化が生じたと言える。幕末期の船荷に関して、本稿では、滑川家に残されている膨大な「送り状」の一部を分析したに過ぎないが(第4表)⁴⁷、それでも、滑川家の取り扱う送り荷の多くが、下鰯・メ粕・



第6図 近世中期～幕末期における野尻河岸への積荷依頼地
川名登『河岸に生きる人びと』75ページ、及び滑川家文書より作成。
基図として、明治20年 1887 較製20万分の1図「佐倉」を使用

第4表 野尻河岸滑川家における幕末期の船荷

荷主	船荷	送り先(名前)
神宮寺		
小林直吉・直右衛門	干鰯・田作・メ柏・魚油・藏米	関宿・小島忠左衛門
鈴木彦兵衛	メ柏・小麦	松岸
佐野屋	赤サ豆・干鰯・藏米	
長谷		
米屋源蔵	藍葉・田作・魚油・メ柏・鱈・赤サ豆	
石毛五右衛門	魚油・干鰯	
野手		
米屋新八	メ柏・干鰯・割り貝・塩鰯・魚油・米赤サ豆・田作	
米屋仙右衛門	メ柏・魚油	
横根		
三川屋金次郎	メ柏・干鰯	関宿・小島忠左衛門
半岡屋勇助	メ柏	沓掛村
米屋金造	魚油	土浦・大和屋
々	メ柏・糠	土浦河岸(米屋四郎兵衛)
三河屋林兵衛	干鰯	土浦
三川		
加藤吉右衛門	干鰯	熊谷
綿屋平左衛門	メ柏	江戸深川
大米屋六左衛門	干鰯・メ柏・小糠	土浦
酒屋勘左衛門	干鰯・メ柏・鱈	
今泉		
椎名弥惣治	メ柏	真壁村 清右衛門
椎名弥兵衛	田作	銚子
々	メ柏	関宿 喜多村富之助
椎名弥次右衛門	メ柏・干鰯・鱈・魚油・田作	
々	メ柏・干鰯	野州足利 山屋小右衛門
々	メ柏 100俵・干鰯 100俵	野州足利 山屋小右衛門
々	メ柏	江戸新泉町 近州屋嘉平
椎名弥作	干鰯	
土屋甚左衛門	メ柏・干鰯・魚油	
土屋平兵衛	メ柏・干鰯・魚油	
小川五郎兵衛	年貢米	
下永井		
近藤平左衛門	干鰯・メ柏	土浦
々	干鰯	小松村 太郎右衛門
々	魚油	銚子
々	メ柏	高浜
々	魚肥	関宿 喜多村
々	メ柏	矢田部村
々	干鰯	鹿島
々	魚油	江戸小網町
三浦屋市治郎	メ柏	関宿 喜多村富之助
三川屋定兵衛	メ柏	
和泉屋吉兵衛	米	
飯岡		
三浦屋長十郎	メ柏・魚油	野州庵沼 佐渡屋代藏方
々	干鰯・メ柏	野州庵沼 佐渡屋
々	糠	

石毛縫右衛門	干鰯・ \times 柏・魚油	
湯浅屋宇七	米・魚油・ \times 柏・田作・糠	
々	酒空き樽	潮来 油屋甚兵衛
々	干鰯・ \times 柏	関宿 小島
々	鳥糞	野州足利(山屋小右衛門)
湯浅五郎右衛門	干鰯・ \times 柏・魚油・田作・糠・塙	
屋形		
佐瀬善左衛門	\times 柏・田作	
海保武兵衛	\times 柏	
竹内為吉	干鰯・ \times 柏	
関宿		
野村勘兵衛	麻	
々	長居簾	八日市場・坂井屋幸兵衛
木村清兵衛	麻・繩	
江戸 小網町		
加田屋長右衛門	空き樽	飯岡
々	椀・紙具・唐傘・斎田塙・蝶図	
々	足袋	
加田屋甚兵衛	計り・漬戸物	
和泉屋忠次郎	塙・斎田塙	
々	赤穂塙	
広屋吉右衛門	斎田塙・赤穂塙・瓦	今泉 椎名弥次右衛門
藤屋文兵衛	黒砂糖	
江戸 神田明神下		
大和屋惣右衛門	筵	
江戸 横山町一丁目		
吉野屋伝兵衛	太物・入筵	
江戸 今川橋		
近江屋儀兵衛	漬戸物	
野州 古賀志		
大柿仙藏	麻・柏木皮	神宮寺 鈴木重兵衛
野州 鹿沼		
常陸屋小四郎	麻	八日市場
佐渡屋代藏	麻	椎名内 加瀬四郎兵衛
々	麻	今泉 綱屋忠次郎
八木沢五郎次	麻	今泉 弥治右衛門
々	麻	飯岡 磐屋彦兵衛
々	麻	足川村 小島重右衛門
野州 板荷	麻	飯岡 湯浅屋五郎右衛門
麻屋次郎右衛門		
野州 柏木		
中島権左衛門	荷繩	今泉 椎名惣次
岩井庄右衛門	麻	
野州		
広瀬常右衛門	石炭	八日市場
矢田部		
安藤見世	干鰯・ \times 柏	
新蔵	糞	太田 加瀬正蔵方
近江屋孝三郎	大豆・小麦・干鰯・ \times 柏	

「送り状」 滑川家文書より作成

魚油等の魚肥と田作等の食料品であった傾向がつかめる。これら魚肥類の荷主は飯岡・九十九里北部方面が圧倒的に多く、江戸、土浦方面、関宿・野州方面等へ輸送された。近世中期から見られていた魚肥流通のパイプはさらに強固となっていた。幕末における江戸からの帰り荷としては、斎田・赤穂塩や醤油空き樽、瀬戸物、そして干鰯を乾燥させる際に用いる筵等が、矢田部・土浦方面からは、成田において盛んに行われていた醤油醸造の原料となる小麦・大豆等が帰り荷としてもたらされていたことがわかる。さらに野州・関宿方面からは漁網の材料となる麻・麻繩や、漁網の染料となる柏木皮等が、野尻の滑川家を通して飯岡・九十九里方面へ運ばれていた。なかでも野州の鹿沼周辺地域では麻栽培が盛んに行われており、畠地での商品作物生産には干鰯等の魚肥が必要とされた。鹿沼町の総鎮守、今宮神社の玉垣の中には九十九里浜の寄進者の名を見ることができる。幕末期には野尻河岸の滑川家を通して江戸、野州(とくに鹿沼)や土浦方面に飯岡・九十九里方面の魚肥が送られ、帰り荷として、飯岡・九十九里方面の漁業に必要不可欠な漁網材料や成田の醤油醸造業に必要な原料等が運ばれるという、相互補完的な流通関係が結ばれていた。昭和初期において「地廻り」と呼ばれた土浦方面へ向かう舟運が多く存在していたが(第Ⅱ章第2節)，近世の流通経路を継承したものといえよう。

18世紀前期から次第に干鰯生産とその需要の拡大が進み、増大してきた船荷(魚肥)をめぐって野尻の河岸問屋の間で争論が起こった。

(史料4) 「惣村中扱証文之事」⁴⁹

- 一、当村問屋之儀、去ル戊八月中古問屋七軒新問屋三軒と出入ニ罷成、則御代官清野与右衛門様被罷出候處ニ、先出入持明不申候内は、新問屋三軒之者共荷物請取中間敷候旨急度被仰付候、依之此度我等村中取扱申趣之事
- 一、古問屋七軒之儀は、前々之通荷物等請商売可被成候、且又役金等何ニ而も一切御遣シ被成間敷事

一、新問屋長右衛門、利兵衛、源太夫、右三人之者より当亥問屋為役金五両二分誰今慈仙師方江扱之印ニ双方より申請候、此金子之儀者慈仙師心次第二何方江成共可被遣候事

一、新問屋三人之方より金式両式分宛此訟卷人前ニ付金三分ト銀五匁宛右之通都合いたし、来子年より永々不限何年ニも村中江毎年出シ可申候

一、自今以後、協合無構新旅人之荷物出テ問屋仕度と申者御座候ハ々、右之古問屋七軒之相談ニ可被成候、若理不尽ニ荷物せり合候おるいてハ、右衆中立合吟味之上おきへ可申候事

右之通扱人惣村中連判致候上者、以来相違申間敷、為其古問屋新問屋村中江一枚宛取替し置申候、証文依テ如件

宝永四年二月	古問屋	藤兵衛
同断	六兵衛	
同断	彦右衛門	
同断	次郎右衛門	
同断	忠兵衛	
同断	善左衛門	
同断	彦兵衛	
新問屋	利兵衛	
同断	長右衛門	
同断	源太夫	

宝永4年(1707)、代官の詮議のすえ、野尻の古問屋7軒と新問屋3軒に関して、新問屋は永年にわたり問屋役金5両2分を支払い続けること、古問屋の承諾なしには新商人からの荷運送の依頼を受けられないという、新問屋にとって不利な取り決めが為された。一方で、旧来よりの問屋に対しては「古問屋七軒之儀は、前々之通荷物等請商売可被成候、且又役金等何ニ而も一切御遣シ被成間敷事」とあり、優遇措置がとられた。第2節で述べた野尻河岸問屋の新旧の別は、宝永4年のこの争論によって明確になったといえる(第1表参照)。この文書を通して注目される点は、18世紀初頭に、「新旅人」つまり新商人とその荷物が増加していたということである。おそらくこれは九十九里方面の魚肥商人とその荷物と想定される。

新たな魚肥商人が増加し、その荷を取り扱う船方が間に合わなくなつたことで、呼応して野尻の新たな河岸問屋が生じていったと考えられる。古問屋は、増大していく魚肥等の船荷をめぐつて旧来よりの運搬特権を主張する必要に迫られ、このような出入が生じたといえる。年貢米や塩荷から魚肥へといった、18世紀初頭以降の船荷の変化に対応すべく、野尻河岸では新旧の河岸問屋が衝突し、かろうじて古来よりの営業権を獲得していた古問屋が優位を保つことができた。そして、この新たな船荷(=魚肥類)の運搬権を争う動きは、野尻村内部にとどまるものではなく、高田・野尻・小船木という隣接する三つの河岸の間にも起つていったと考える。

「為取替一札之事」⁵⁰は、安永元年(1772)、高田村の船持惣代兼問屋の宮内清右衛門等から野尻村の滑川藤兵衛・彦太郎、小船木村の与惣右衛門へ宛てた取り決め状であり、年貢米運送を遅滞ないように行うこと、そして干鰯等の魚肥荷物の請負方法や船賃について申し合わされている。このなかの一条を取り上げてみる。

一、干鰯并鱈粕其外諸荷物無塵抹急キ荷物無遅滯
船積可致候、船賃之儀只今迄之通り相定之船賃
勝手ヲ以高下致間敷候、底賃は百俵ニ付三百六
拾文之儀只今迄之通請取可申候、尙運上永差上
候とて底賃江増し致シ候而は、船手及難義ニ候間
、左様之義致間敷候、諸荷物只今迄引請來リ候
荷主方より外問屋江引替申未候共、其間屋江無
断猥ニ引請候儀、決而致間敷候、新荷口申來候
とも、其節荷主江只今迄請來り之間屋有之哉
無之哉間届ケ引請可申候

但只今迄網方并商人等老人ニ而問屋壱軒江古
來より引請來候筋ハ、決而外問屋江引請申間敷候
、併右問屋荷物差滯候願又ハ支配方不埒之筋
ニ而引替ニ罷成候筋ハ、是亦問屋仲間相談ヲ以
、荷物積立之障ニ不相成様ニ可致候、且網方并商
人只今迄問屋式軒或ハ三軒送來候筋有之候、
是亦只今迄之通双方引請可申候、此義も右之内
ニ而問屋壱軒江片付候而引請候義ハ、其節改相

達相互難義ニ不相成様ニ可致候

干鰯や鱈粕、メ粕⁵¹が、当時の年貢米以外の船荷の代表格であったことは注目に値する。これら魚肥等の船貨について「只今迄之通り相定之船賃勝手ヲ以高下致間敷候」として、高田・野尻・小船木の三河岸の間で船賃の高低差が生じないように協定されていた。また、九十九里方面の魚肥荷主らが、従来より取り引きしてきた問屋ではなく、別の新たな河岸問屋と請負関係を結ぶことに対して警戒していることが読みとれる。この取り決めが為された背景には、18世紀に入り干鰯等の「新荷口」が増大し、それとともに新たな問屋が台頭し始め、従来の荷主と問屋との請負関係が混乱し希薄化しつつあった状況があろう。これを阻止するためには、古来よりの河岸問屋は、自村内部に台頭してきた新たな問屋を牽制しなければならなかつたばかりでなく、高田・野尻・小船木という隣接する三つの河岸間で、船賃を一定にしたり、従来よりの荷主との縁を最優先させるなど、牽制し合う必要があったと考えられる。それでも「新荷口」は増加の一途をたどり、新たな河岸問屋の存立する基盤は確かにあったといえ、野尻河岸において18世紀初頭に登場した新問屋が定着していったことはその一例となろう(第1・3表参照)。

18世紀初頭において小船木河岸が野尻の管轄下からはなれたことと、魚肥といふ「新荷口」が増大したことには深い関連性があると考えられる。残念ながら18世紀以降の小船木河岸の船数や取り扱った船荷については月下のところ不明であるが、明治期の小船木地区の地籍図に「肥揚場」と見え(第2図参照)、少なくとも明治期にいたるまで魚肥を扱うことが多かったものと判断できる。小船木河岸は、小規模ながらも魚肥流通とともに成長をみてきた河岸であった可能性がある。上記の史料にも表れてくるように、18世紀以降、魚肥等の新たな船荷の増加と呼応して、小船木河岸は「三河岸」の一角として高田・野尻河岸に匹敵するまでに至つたのである。

IV おわりに

滑川家文書を手掛かりに野尻・小船木河岸の成立時期や村相互の関わり合いを考察した結果、野尻周辺地域のいくつかの特徴が明らかになってきた。

まず、近世中期の野尻・小船木の両河岸の規模や機能には大きな相違があったことである。近世において、小船木の下海は河岸であったばかりでなく、野尻・高田の河岸問屋等が権利を有する網代場でもあった。小船木の海は、野尻・高田の有力問屋等によって入会地的な利用がされていた。さらに18世紀初頭までは野尻村が小船木村の河岸年貢の一部を納めていたことから、野尻村には小船木河岸についての何等かの既得権が存在していたことが判明した。小船木村は野尻・高田と比して河岸景観やその機能の充実において後発であり、このことは近世以前の野尻と小船木の集落形成の経緯や力関係を暗示するものと思われる。

そのなかで、小船木河岸が野尻・高田と並び称されるほどの機能的拡充を遂げたのは、近世中期以降の「新荷口」すなわち干鰯・メ粕といった魚肥荷物の増大と無関係ではなかったと考えられる。この魚肥荷物は飯岡・九十九里方面からもたらされ、高田・野尻・小船木等の河岸を通して、江戸・土浦方面・関宿・野州方面へと送られていた。土浦からは、大豆・小麦が銚子とはまた別に醤油醸造の盛んであった成田へ、野州からは漁網の原料となる麻が飯岡・九十九里方面へ送られるなど、まさに相互補完的な流通関係が結ばれていた。さらに時代を遡った戦国期から、塩荷を介した野尻・高田と飯岡・網戸方面との流通関係が既に形成されており、飯岡・九十九里・旭方面との縁は長く近代にまで続いていた。

近代とくに昭和初期においても、野尻・小船木・高田付近では水運業は盛んにおこなわれていた。野尻・銚子方面からの出荷としては、近世とくに幕末期の状況を引き継いで干鰯・メ粕・魚油等の魚肥が多く、他には澱粉や銚子産の醤油などが新たに加わった。昭和初期において東京ばかりでなく、土浦方面との流通関係が密であったのは、

近世以来の流通経路を継承したものといえよう。

現在、位置的には銚子市郊外に相当する高田・野尻・小船木であるが、歴史的には銚子市街地(飯沼・新生・荒野等)よりもむしろ飯岡・九十九里・旭との結びつきがより強固であったことは注目される。本稿では、利根川下流に位置する野尻等の河岸が飯沼・新生・荒野等とどのような船荷の請負関係にあったのか言及することができなかつたが、これは広く野尻等を含めた銚子市域全体の中で現在の銚子市街地の発展を位置づけるためにも重要な作業といえる。とくに近世中期以降、飯沼で盛んになってきた干鰯生産による魚肥荷物や、荒野の大手醤油醸造業者と野尻等の河岸がどのような関係を結んだのかといった問題については、今後の課題としている。また、野尻の管轄下から小船木村が独立性を高めていった様子について、本稿では見通しを提示するにとどまった。戦国期の野尻村の及んだ範囲についてより詳細な検討を加えることが必要であり、戦国期の中島城下集落と野尻・高田集落との関わりについても明らかにしていきたいと考えている。

付 記

本稿作成にあたり、銚子市公正図書館、千葉地方法務局銚子出張所の方々、永澤謹吾先生には資料収集の際に大変お世話になりました。現地および史料調査において、銚子市野尻の滑川藤彌氏・延子さん、およびご家族の皆様には貴重な史料群の閲覧を快く許可いただき、多人なご助力とご教示を賜りました。金谷ヨシさん・岡野平次郎氏・安井小七氏をはじめ、野尻・小船木在住の多くの方々から、昭和初期の野尻・小船木集落の復原に関して貴重なご教示を頂きました。なお、平成11年度の歴史地理学実習では、筑波大学人文学類の仙頭達朗・斎藤奈津子・滝澤 真・河地小留里の各氏にご協力頂きました。

以上記して厚く御礼申し上げます。

注および参考文献

1. 川名登 1982. : 『河岸に生きる人びと 利根川水運の社会史ー』, 平凡社.

- 2) 前掲1), 79~80;
- 3) 滝川恒昭(1996)：「戦国期房総における流通商人の存在形態」、千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』、岩田書院、207~250。
- 4) 野尻には「新宿」という地名も存在する。明治期の地籍図を参照すると、「新宿」は田地の卓越する地区となっている。
- 5) 宮内姓は高田においてより多く見られる。近世には高田村の名主は、宮内清右衛門家が務めていた。
- 6) この便利船は、野尻～銚子間を周航していたという。野尻在住の金谷氏にご教示頂いた。
- 7) 野尻の安井家・一原家・小島家・野口家が昭和初期において「東京廻り」を行っていた。安井小七氏にご教示頂いた。
- 8) 野尻在住の安井小七氏にご教示頂いた。
- 9) 東京～野尻間の廻船業を営んでいた小島家(春日井屋)は、戦後に野尻で雑貨店を開業し、商品として動力船の燃料を扱っていた。現在は小島家はガソリンスタンドを経営しており、小島家における業種転換は、時代の流れとともに変遷してきた野尻の流通及び交通手段をそのまま示しているようで興味深い。
- 10) 野尻在住の安井小七氏にご教示頂いた。
- 11) 海上町史編さん委員会編 1985 : 「海上町史 史料編 I (原始・古代・中世・近世 1)」、356~357。
- 12) 現在の銚子市中島町、天正18年(1590)に佐竹氏の急襲を受け落城したとされる。
- 13) とくに字「宿」には牛頭天王社が鎮座し、市が開催されていた可能性がある。
- 14) 現在の海上郡飯岡町三川。
- 15) 天正11年(1583)閏1月「千葉氏役人衆奉書」、「常陸誌料」(筑波大学附属図書館所蔵)。
- 16) 前掲3), 225~231。
- 17) 前掲3), 239~240。
- 18) 野尻在住の滑川延子氏にご教示頂いた。
- 19) この法名は、以後、滑川家の当主に代々付けられており「滑川内匠之助」が現在の滑川家の祖である可能性が高い。
- 20) 須賀郷は現在の椎名内・網戸など旭市東部より海上郡飯岡町一帯に比定されている。
- 21) 永禄3年(1560)12月14日「千葉氏判物」、「常陸誌料」。
- 22) 石毛家文書。
- 23) 宝永6年(1709)「野尻村差出シ帳」滑川家文書から、従来より野尻村から舟木台村への出作が行われていたことが分かり、これも舟木台村が野尻の枝村であったことの傍証となろう。
- 24) 田中圭一・田中達也 1995 : 「塙焼きと砂鉄の村の歴史民俗」、千葉県編『千葉県地域民俗調査報告書』第2集、1~9。
- 25) 飯沼山円福寺所蔵の寛文9年(1669)の釈迦涅槃図に対する寄進にも野尻村の者が見られ、また屋形・横根・三川、「須賀郷中衆」など飯岡・旭方面の名前がかなり見られる。松杉力修翻刻・解題(2000) : 「釈迦涅槃図」、歴史地理学調査報告、9号別冊、6~22。
- 26) 文久元年 1861 「下総国海上郡野尻村絵図」、滑川家文書。
- 27) 延宝5年 1677 5月、野尻・小船木両村との間で長山野境の帰属をめぐって論争が起り、この野論の裁許絵図が滑川家に残されている。
- 28) 滑川家文書。
- 29) 滑川家は近世初期頃の3代目において兄弟の2系統に分かれた。彦右衛門家は兄系、藤兵衛家は弟系である。
- 30) 寛政2年 1790 「乍恐以書附奉願上候」(滑川家文書)に「銚子街領分御収納米之儀古来より私共三人ニ而引請御運送御藏元無滞相勤」として飯沼村伝右衛門・小舟木村与惣右衛門・野尻村藤兵衛の名が見られる。
- 31) 前掲1, 74~84及び264~265。
- 32) 元禄15年 1702 「取替シ証文之事」、滑川家文書。
- 33) 寛政5年 1793 「綱代証文写」、滑川家文書。これには、元禄15年 1702 「取替シ証文之事」や寛政2年 1790 の綱代場に関する書上等の証文がまとめて書写されている。
- 34) 宝暦6年 1756 「為取替証文之事」、滑川家文書。
- 35) 前掲33)。
- 36) 「常陸誌料」及び、前掲11, 329~330。
- 37) 享和2年 1802 「書上留」、滑川家文書。
- 38) 貞享3年 1686 「手形之事」、滑川家文書。
- 39) 元禄4年 1691 「御城米船積手形之事」、滑川家文書。
- 40) 元禄12年 1699 「預り申御年貢米手形之事」、滑川家文書。
- 41) 正徳元年 1711 「差上ヶ申一札之事」、滑川家文書。
- 42) 前掲1, 74~76。
- 43) 前掲1, 78~79。
- 44) 寛政10年 1798 「規定一札之事」、滑川家文書。
- 45) 正徳3年 1713 「覚」、滑川家文書。
- 46) 天保9年 1838 「送状之事」、滑川家文書。
- 47) 旭市史編さん委員会編 1980 : 「旭市史 第1巻 通史編・近代史料編」、235~237。
- 48) 幕末期の「送り状」滑川家文書をもとに作成した。
- 49) 宝永4年 1707 「惣村中扱証文之事」滑川家文書。
- 50) 安永元年 1772 「為取替一札之事」、滑川家文書。